

## 評価項目及び、評価基準について（案）

## 1 評価項目

基本的に指定管理者選定時の評価項目に準じるものとします。ただし、「財務の健全性」など、事業者を選定するうえで必要となる項目は除きます。

|                      |                                                            |
|----------------------|------------------------------------------------------------|
| <b>1 職員配置・育成</b>     |                                                            |
|                      | (1) 業務従事者の確保、配置及び育成                                        |
| <b>2 施設の管理運営</b>     |                                                            |
|                      | (1) 躯体及び設備の維持保全並びに管理                                       |
|                      | (2) 修繕等への取組                                                |
|                      | (3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応                                      |
|                      | (4) 自然災害発生等に対する危機管理                                        |
|                      | (5) 利用者のニーズ・要望・苦情 への対応                                     |
|                      | (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、横浜市の重要施策を踏まえた施設運営 |
| <b>3 事業の企画・実施</b>    |                                                            |
|                      | (1) 利用料金の設定                                                |
|                      | (2) 利用者サービスの向上・利用促進策                                       |
| <b>4 収支計画及び最低保証額</b> |                                                            |
|                      | (1) 利用料金等収入増への取組                                           |
|                      | (2) 最低保証額                                                  |
|                      | (3) 施設の課題等に応じた費用配分                                         |

## 2 評価基準

シンプルに3段階とし、基本協定書や事業計画書で定めた計画の達成度合い（実績）を評価します。

### (1) 各委員が項目ごとに評価するための基準

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| A | 当初計画（指定管理者からの提案）よりサービスレベルが向上している |
| B | 当初計画どおりに実施されている                  |
| C | 当初計画どおりに実施されていないものがある            |

### (2) 委員会としての項目ごとの評価を確定するための基準

Aを＋1点 Bを0点 Cを－1点とし、  
委員5名の合計点で委員会としての項目の評価とします。

|   |           |
|---|-----------|
| A | 3点以上      |
| B | －2点以上2点以下 |
| C | －3点以下     |

### (3) 委員会としての全体評価を確定する方法

(2)の基準に沿って確定した、委員会としての項目ごとの評価を基に、委員の意見交換で決定します。